

# ごあいさつ



長和町は、平成 17 年 10 月 1 日に旧長門町と旧和田村が合併し誕生しました。以来、住民の皆様「大きな力」を当町のまちづくりに是非とも活かしたいという思いから「協働のまちづくり」「元気が出る町」を公約の柱に据えた町政運営に取り組んで参りました。その結果、協働のまちづくりの推進を一番の目的とする『長和町住民自治基本条例』を制定することができ、この度、皆様にご挨拶あいさつできますことを心から感謝申し上げます。また同時に、この条例に基づいた町政運営を果たしていかなければならないという、大変大きな責任を受け止めております。

『長和町住民自治基本条例』に掲げた様々な役割や、まちづくりの基本原則など新たな自治制度の円滑な運用を図ることはもちろんですが、これまで積み重ねてきた協働の取り組みを基礎に、さらに多くの皆様とともに「協働のまちづくり」の拡充と推進を図りながら、住民の皆様喜んでいただける町政を展開していきたいと考えております。

『長和町住民自治基本条例』の制定は自治体の「ゴール」ではなく、さらなる自治の実現に向けた「スタート」であると考えます。『長和町住民自治基本条例』の前文では、住民が自らの意思と責任により、まちづくりに参加し、住民と町が「協働」して活力あるまちづくりを進めていくことが重要であると謳うたわれています。住民や町、町議会など、まちづくりの様々な主体が、この条例を共有のものとして捉え、お互いにこの条例を尊重し合いながら運用していくために、この度「長和町住民自治条例ハンドブック」を発行することといたしました。

これからも住民の皆様と一緒に、『長和町住民自治基本条例』の発展と住民自治の実現に向けた実践を進めて参ります。

平成 29 年 4 月

長和町長 羽 田 健一郎

---

## 目 次

ごあいさつ

長和町住民自治基本条例について今までの経過を説明します ..... 3

長和町住民自治基本条例（本文）..... 7

長和町住民自治基本条例の条文について説明します ..... 11

# 長和町住民自治基本条例について 今までの経過を説明します

## ◆住民自治基本条例を理解するために

### ～住民自治基本条例制定の背景～

平成12年の分権改革により、国と地方（町）は対等・平等の関係となり、自治体は国の下部機関ではないとされ、より自立した「地方政府」として役割と責務が増大しました。そのような状況の中で、長和町では自治の原理や基本原則を明確に定め、住民自治による「協働のまちづくり」を推進するために、町の「最高規範（法規）」として住民自治基本条例を制定する準備を進めることになりました。

### ～「長和町長期総合計画基本構想」と「長和町住民自治基本条例」の役割～

基本構想と住民自治基本条例は、どちらも町議会の議決を経て定められるという点では共通しています。

基本構想は町政運営の最上位計画として、総合的で計画的な行政運営を図るために、町の政策の基本目標と、それを実現するための施策の方向を定めるものです。一方、住民自治基本条例は町政運営の基本となる「最高規範（例：日本国憲法）」として、まちづくりを「誰」が「どのような役割」を持ち、「どのような方法」で進めていくのかを示したもので、自治体の仕組みや基本ルールを定めた条例のことをいいます。

つまり基本構想で描く町の将来像を、住民が実現していくための制度・仕組みを定めるものが「住民自治基本条例」であり、いわば車の両輪のように、それぞれが役割を果たすことで、長和町の「協働のまちづくり」を円滑に進めることができます。

## ◆長和町住民自治基本条例 ～今までの取り組み～

### (1) 第1回検討委員会（平成26年12月16日開催）

自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて23名が出席

①住民自治基本条例とは、どのようなものなのかを各委員へ説明

他市町村、また県内同規模町村の状況を説明しました。

②検討の進め方、基本方針（案）とスケジュールを検討委員会にて説明

「長和町の自治の基本原則等を定める条例」の策定に関する基本方針案を認めていただきました。

### (2) 第2回検討委員会（平成27年2月24日開催）

自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて20名が出席

①事務局で条例（素々案）を作成

- ②その条例（素々案）をもとに、長和町と行政規模の似た県内市町村の自治基本条例とを比較・検討  
条例の名称を「長和町住民自治基本条例」と決定し、事務局「長和町住民自治基本条例（素々案）」を認めていただきました。

**(3) 町内各会場（5箇所）にて説明会を開催**

- ①古町自治会説明会（H27年3月19日）
- ②区長・自治会長会（H27年4月17日）
- ③長門小学校PTA総会（H27年4月17日）
- ④和田学校PTA総会（H27年4月21日）
- ⑤長和町保護司会・更正女性会合同会議（H27年7月31日）  
延べ76名の住民に参加いただき、住民自治基本条例とは「どのようなもの」なのかを説明し、意見交換及び意見集約を行いました。

**(4) 長和町例規審査委員会にて協議（平成27年5月13日開催）**

条例制定に関する基本方針やスケジュールについての協議を行いながら、長和町住民自治基本条例（素々案）の概要を説明しました。

**(5) 「住民自治を考えよう！」講演会を開催（平成27年7月18日開催）**

住民、自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて120名が出席  
三鷹市総務部政策法務課長：一條義治氏を講師に招き講演会を開催。「三鷹市住民が、市の施策にどのように関わったのか」を事例を交え講演いただき、住民自治基本条例についての理解を深めました。

**(6) 「住民自治基本条例と地方創生」地区懇談会（4地区）を開催**

- ①和田地区懇談会（H27年7月27日）
  - ②長久保地区懇談会（H27年7月31日）
  - ③古町地区懇談会（H27年8月4日）
  - ④大門地区懇談会（H27年8月5日）
- 延べ88名の住民が参加。活発な意見交換が行われました。

**(7) 第3回検討委員会（平成27年12月17日開催）**

- 自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて23名が出席
- ①事務局より条例（素々案）を再度説明。
  - ②条例（素々案）についての意見交換と今後のスケジュールを説明。
  - ③条例（素々案）を「長和町住民自治基本条例（素案）」として認めていただきました。

**(8) 第4回検討委員会（平成28年5月24日開催）**

- 自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて22名が出席
- ①ながわ協働創出塾（ワークショップ）の進め方、内容について了承をいただきました。
  - ②パブリックコメントなど、今後のスケジュールについて了承をいただきました。

- ③例規審査委員会は、条例（素案）が固まったところで審議する方向としました。
- ④議事録及び「資料 5 今後のスケジュール」について、各委員に再度送付し理解を深めました。

**(9) 本条例を活用する「若い世代」に、どのようにして条例にふれてもらうか**

平成 27 年 7 月に開催した「住民自治を考えよう！」講演会において、三鷹市の一條先生より、「これから本条例を中心に活用する「長和町の若い世代の方に、どのようにして条例に接してもらうのか（ふれてもらうのか）が大切なことである」というお話しをいただきました。また町議会議員からも議会及び委員会を通じて、住民に本条例にどう触れてもらうのかが重要であるという要望を受け、三鷹市のワークショップを参考に「ながわ協働創出塾」を立ち上げ、「住民自治基本条例とはどのようなものか」「協働のまちづくりとは何なのか」を体験していただく検討をはじめました。（※三鷹市の場合は、20 代～ 40 代の住民を無作為に抽出して、条例策定を大目標とするワークショップを開催しました。）

**(10) ながわ協働創出塾（平成 28 年 8 月 21 日開催）**

長和町で生活する方、地域で活躍する町内企業、長和町消防団、地域おこし協力隊、行政などの若い世代を塾生として 33 名が出席しました。

**○ながわ協働創出塾として「テーマ」を設定しワークショップを開催**

住民自治基本条例をメインテーマとすると重苦しいテーマ設定となり、活発な意見交換につながらないと考え、長和町住民自治基本条例（素案）の中で大切にしている『協働』という部分に焦点をあて「若者の力で長和町を元気にする！」をメインテーマとし、1 日を通してワークショップを開催しました。

※ワークショップとは、講師の話を参加者が一方的に聞くだけでなく、参加者が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいいます。

**○ながわ協働創出塾の成果**

協働創出塾でのワークショップは、それぞれの立場もありますが、住民も行政も関係なく充実した話し合いが行われました。塾生らは、それぞれ「協働のまちづくり」についての案を模索する過程で、仲間とアイデアを出し合い、出し合ったアイデアを取りまとめ、そのアイデアを磨き上げ一つの形にしていく過程こそが大切なことであり、『協働のまちづくり』の“あるべき姿”であるということを経験することができました。

**(11) パブリックコメントを集約しました**

長和町の広報紙「広報ながわ」に「長和町住民自治基本条例を説明します」として、今までの経過も含め 5 ヶ月に渡り連載を行いました。また町のホームページも活用しながら、幅広い方々から条例案についての意見（パブリックコメント）をいただきました。

**(12) 協働創出塾とパブリックコメントによる条例案の再検討**

ながわ協働創出塾と集約したパブリックコメントの意見を盛り込んだ「長和町住民自治基本条例（案）」を検討委員会に提出しました。

(13) 第5回検討委員会（平成28年10月31日開催）

自治会代表、町議会代表、町内関係機関代表、公募委員をあわせて25名が出席

- ①ながわ協働創出塾と集約したパブリックコメントの意見を盛り込んだ「長和町住民自治基本条例（案）」を検討委員へ報告し、説明を行いました。
- ②再検討いただいた「長和町住民自治基本条例（案）」を検討委員会としてまとめ、羽田町長に報告する準備を進めました。

(14) 長和町住民自治基本条例検討委員会案としての「長和町住民自治基本条例案」を羽田町長に報告（平成28年11月2日）

長和町住民自治基本条例検討委員会から、検討委員会としての最終的な条例案を羽田町長に報告しました。

(15) 長和町例規審査委員会にて最終審査（平成28年11月18日）

検討委員会から報告された条例案を長和町例規審査委員会で審査しました。

(16) 長和町議会全員協議会にて協議（平成28年12月2日）

検討委員会から報告された条例案を長和町議会全員協議会にて説明し、協議をいただきました。

(17) 長和町議会へ上程・議決（平成28年12月定例会）

長和町住民自治基本条例案が長和町議会に上程され、審議を経て可決されました。

(18) 長和町住民自治基本条例 施行（平成29年4月1日）

# 長和町住民自治基本条例

平成 17 年 10 月 1 日、長門町と和田村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代をひらくため合併し、長和町が誕生しました。

私たちが暮らす長和町は長野県のほぼ中央に位置し、美ヶ原高原をはじめとする周囲の山岳地帯から流出する豊富な水に恵まれた、緑あふれる水明の里です。

この地域は、古くは旧石器・縄文時代の黒耀石文化の時代、中山道長久保宿・和田宿が栄えた江戸時代、近年では別荘やスキー場などの地域開発など、いつの時代も多くの人々が行き交い、交流を深めたふれあいの場でした。

近年の少子高齢化の急速な進行、生活圏域の拡大や行政サービスの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。さらに、地方分権社会の進展にともない、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持ってこれら課題の解決を図っていく必要があります。

私たちは、この恵まれた自然と景観を活かし、歴史に学び人と文化を育むまちづくりなど、長和町町民憲章に掲げられたまちづくりの基本的な理念に沿って、魅力あふれる、住み続けたい、住んでみたいとの思いが高まるまちを創っていかねばなりません。そのために私たちは、自らの意思と責任により、まちづくりに参加し、住民と町が「協働」して活力あるまちづくりを進めていくことが重要です。

私たちは、このような認識のもとに、住民総参加のまちづくりの重要性を自覚し、より一層の推進を図ることにより、活気に満ちた将来に夢が持てるまちを目指して、この条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、住民自治の基本理念に基づき、住民、行政、議会がそれぞれの役割を確認し、住民参加と協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

(用語の意義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 住民

町内に居住する者、町内に在勤又は在学する者、町内で事業その他の活動を行う者、公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除きます。）を行う営利を目的としない団体をいいます。

(2) 区・自治会

区は地縁により構成された団体をいい、自治会は区を統括する自治組織をいいます。

(3) 町

町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。

(4) 町議会

住民の意思を代表し、審議・決定する機関をいいます。

(5) 町の執行機関

町の行政事務を管理執行する機関をいいます。

(6) 住民自治

住民の意思による住民活動、また自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。

(7) 住民参加

町が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、住民が主体的に参加することをいいます。

(8) 協働

住民、町議会及び行政（町の執行機関）は対等の立場で、それぞれが果たすべき責任と役割を認識し、互いに補完し合いながら、様々な課題に取り組み、連携・協力することをいいます。

(9) まちづくり

様々な活動を通じて心豊かに安心して暮らせる環境及び豊かな地域社会を創ることをいいます。

(条例の位置付け)

**第3条** この条例は、町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃、及びまちづくりに関する計画の策定、又は変更にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。

(まちづくりの基本原則)

**第4条** 住民及び町は、次に掲げる原則に基づき、自治の実現と協働のまちづくりを進めます。

- (1) 公共的かつ公益的な活動に対する主体性、自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 社会における責任ある行動のもとに、多様な価値観が尊重されること。
- (3) まちづくりに関する情報を共有すること。
- (4) 地域的課題及び社会的課題への取り組み、公共サービスの提供等公共の領域を分任すること。
- (5) 役割分担を明確にし、連携・協力すること。
- (6) まちづくりの原点は、人づくりにあることを基本としていること。
- (7) 住民参加によるものであること。
- (8) 世代を超えた地域の持続的な発展及び地域に根ざした文化の継承に寄与するものであること。
- (9) 健全財政を基本とする行政運営を行うこと。

(情報の提供と共有)

**第5条** 町は、住民の知る権利を保障するとともに、住民のまちづくりへの参加を促進し、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めることとします。

2 前項に規定する情報公開については、別に定めます。

(個人情報の保護)

**第6条** 町は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利、利益を守ります。

2 前項に規定する個人情報の保護については、別に定めます。

(説明責任)

**第7条** 町は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容及び必要性を住民にわかりやすく説明することに努めるものとします。

2 町は、住民の町政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に応答するよう努めるものとします。

(区や自治会の意義及び住民の責務)

**第8条** 住民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている区や自治会の意義を認識し、尊重します。

2 住民は、区や自治会に加入し、区や自治会を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 区や自治会に加入することができない特別な事情がある場合は、区や自治会に加入した場合

に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるもの  
とします。

4 町は、区や自治会の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとし  
ます。

（区や自治会の活性化）

**第9条** 区や自治会は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、住民  
自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに地域内の住民が加入できる組織づくりに  
努めます。

2 区や自治会は、自らの役割及び活動に関し、住民の理解を得るように努めるとともに、住民  
活動を通じて住民自治意識の高揚に努め、住民は、その活動を理解し、協力します。

3 町は、区及び自治会と連携・協力し、住民活動の活性化に努めるものとし  
ます。

（住民参加の推進）

**第10条** 住民及び町は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて  
協働して取り組むことができるよう住民参加を推進するものとし  
ます。

2 住民は、町における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の各段階において  
参加することができます。この場合において、町は、多様な住民参加の機会を設けるよう努め  
るものとし  
ます。

3 町は、基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的かつ効果的な住民参加  
の手続きを経るものとし  
ます。

4 町は、まちづくりに関する住民からの提言、提案、意見等をその施策に反映させるよう努め  
るものとし  
ます。

（住民の役割）

**第11条** 住民は、地域社会の課題の解決及び住みよい豊かな地域社会の構築に向けて自ら行動し、  
相互に協力することを基本とする住民自治を推進します。

2 住民は町の活動に関心を持つとともに、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努め  
ます。

3 住民は、まちづくりへの参加にあたり、公共性の視点をもって行動し  
ます。

（町長の役割）

**第12条** 町長は、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めます。

2 町長は、住民が主体的に行う住民自治活動を推進し、これをまちづくりに活か  
します。

3 町長は、まちづくりの推進にあたって、自立した基礎自治体として、健全な財政運営、計  
画的な事業の実施及び必要とする行政サービスの提供に努めるものとし  
ます。

（議会の役割）

**第13条** 町議会は、町政の審議及び議決機関として、住民の意思を代表し、住民自治の実現を推  
進するとともに、議会の活動に関する情報を住民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に  
努めるものとし  
ます。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び住民の意見を把握す  
るとともに、議員活動を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとし  
ます。

（町の事業の協働化）

**第14条** 住民は、町の事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施でき  
るものについて、町長に対し提案することができるものとし  
ます。

2 町長は、町が行う事業のうち住民の特性を活かすことのできるものについては、適切な方法

により住民と協働して実施できるよう努めるものとします。

（支援体制）

**第15条** 町長は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公共的かつ公益的な活動について、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めるものとします。

2 町長は、前項の規定により支援策を講じる場合は、活動を行うものの自主性及び自立性を尊重するとともに、支援を実施するにあたっては、公平性を確保するものとします。

（財政運営）

**第16条** 町長は、基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。

2 町長は、効率的かつ効果的な施策の実施により、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況をわかりやすく公表するものとします。

3 町長は、自立した基礎自治体を確立するため、経済基盤の確立に向けた施策を講ずるものとします。

4 町長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、受益者負担の原則及びこの条例で定める公共領域の分任の原則に基づき、住民負担の適正化を図るものとします。

5 町長は、必要とする行政サービスを確実に提供できるよう常に行政サービスの見直しに努めるものとします。

（行政評価）

**第17条** 町長は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施します。

2 町長は、前項の評価の結果を分かりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映していきます。

（協働等を推進するための住民集会）

**第18条** 町長は、協働のまちづくり等に関し、広く住民の意見を聴くため、住民集会を開催します。

2 住民集会では、この条例の運用状況を検証し、協働のまちづくりを推進するための施策等について提言することができます。

（住民投票）

**第19条** 町長は、町政に関わる重要案件について、広く住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票の実施に当たり必要な事項は、別に定めます。

（条例の見直し）

**第20条** 町長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例に定める自治の実現及び協働のまちづくりの推進等に関する事項について、社会情勢との適合性を検討するものとします。

2 町長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

3 町長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講ずる場合は、住民参加の機会を設けるものとします。

（委任）

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、町が別に定めます。

# 長和町住民自治基本条例の条文について 説明します

## ◆前文

平成 17 年 10 月 1 日、長門町と和田村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代をひらくため、平成 17 年 10 月 1 日合併し、誕生しました。

私たちが暮らす長和町は長野県のほぼ中央に位置し、美ヶ原高原をはじめとする周囲の山岳地帯から流出する豊富な水に恵まれた、緑あふれる水明の里です。この地域は、古くは旧石器・縄文時代の黒耀石文化の時代、中山道長久保宿・和田宿が栄えた江戸時代、近年では別荘やスキー場などの地域開発など、いつの時代も多くの人々が行き交い、交流を深めたふれあいの場でした。

近年の少子高齢化の急速な進行、生活圏域の拡大や行政サービスの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。さらに、地方分権社会の進展にともない、私たちはより一層自らが考え行動し、責任をもってこれら課題の解決を図っていく必要があります。

私たちは、この恵まれた自然と景観を活かし、歴史に学び人と文化を育むまちづくりなど、長和町町民憲章に掲げられたまちづくりの基本的な理念に沿って魅力あふれる、住み続けたい、住んでみたいとの思いが高まるまちを創っていかねばなりません。そのために私たちは、自らの意思と責任により、まちづくりに参加し、住民と町が「協働」して活力あるまちづくりを進めていくことが重要です。

私たちは、このような認識のもとに、住民総参加のまちづくりの重要性を自覚し、より一層の推進を図ることにより、活気に満ちた将来に夢が持てるまちを目指して、この条例を制定します。

## 説明

- 前文とは、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるもので、条例の本文に先立ち、条例制定の理念などを明らかにし強調するために置かれるものです。
- 前文の第 1 段落では「緑あふれる水明の里」「黒耀石文化」「中山道長久保宿・和田宿」という当町の象徴・イメージを表しています。
- 第 2 段落以降では、理念に基づいて“まちづくり”を進めてきましたが、時代は大きな転換期を迎え、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、多様化する価値観などから、“まちづくり”を進める上で、新たな地域課題や社会課題が生じてきているため、それらの多くの課題を克服し、心豊かで快適に暮らせる生活環境と、安心して活動できる長和町を築き上げ、未来を担う若者や子どもたちへ引き継いでいかなければならないことを明らかにしています。



## (目的)

**第1条** この条例は、住民自治の基本理念に基づき、住民、行政、議会がそれぞれの役割を確認し、住民参加と協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

## 説明

○第1条は、この条例の目的について定めています。

この条例は「活力ある豊かな地域社会の実現を図ること」を目的とし、その実現に向けて、次の2つの事柄を明らかにする旨を定めています。

- ①まちづくりを進める上で、基本理念(約束ごと)を明らかにすること
- ②協働のまちづくりを進めていく上で、住民、行政、議会がそれぞれの役割を確認していただくことを明らかにすること



## (用語の意義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民  
町内に居住する者、町内に在勤又は在学する者、町内で事業その他の活動を行う者、公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除きます）を行う営利を目的としない団体をいいます。
- (2) 区・自治会  
区は地縁により構成された団体をいい、自治会は区を統括する自治組織をいいます。
- (3) 町  
町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 町議会  
住民の意思を代表し、審議・決定する機関をいいます。
- (5) 町の執行機関  
町の行政事務を管理執行する機関をいいます。
- (6) 住民自治  
住民の意志による住民活動、また自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
- (7) 住民参加  
町が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、住民が主体的に参加することをいいます。
- (8) 協働  
住民、町議会及び行政（町の執行機関）は対等の立場で、それぞれが果たすべき責任と役割を認識し、互いに補完し合いながら、様々な課題に取り組み、連携・協力することをいいます。
- (9) まちづくり  
様々な活動を通じて心豊かに安心して暮らせる環境及び豊かな地域社会を創ることをいいます。

## 説明

- 第1号の「住民」とは、町内に住所を有する人や町内の事業所に勤務している人、町内の学校に通学している人に加え、町内で住民活動や地域づくり活動など様々な活動を行っている個人として定めます。

### (条例の位置付け)

**第3条** この条例は、町が定める最高規範<sup>きほん</sup>であり、他の条例、規則等の制定・改廃<sup>かいはい</sup>、及びまちづくりに関する計画の策定、又は変更にあたっては、この条例の趣旨<sup>しゆし</sup>を尊重<sup>そんじゆう</sup>します。

## 説明

- 住民自治基本条例は長和町の最高規範として、自治の基本理念や基本方針などを定めるものです。しかしながら、住民自治基本条例も他の条例と形式的には同じ「条例」であり、日本国憲法のように、他の法規の上位に位置するものではありません。

そこで、この条例が町政運営において、文字通り最も基本となる条例であり、他の条例などの制定にあたっては住民自治基本条例との整合性を図らなければならないことなどを定めることにより、住民自治基本条例に最高規範性を持たせ、言わば「長和町の憲法」であることを明らかにしています。

- 町が定める条例・規則のみならず、国や県が定める法令や条例等の解釈<sup>かいしやく</sup>及び運用にあたっては、自治基本条例の趣旨を尊重することとしています。



### (まちづくりの基本原則)

**第4条** 住民及び町は、次に掲げる原則に基づき、自治の実現と協働のまちづくりを進めます。

- (1) 公共的かつ公益的な活動に対する主体性、自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 社会における責任ある行動のもとに、多様な価値観が尊重されること。
- (3) まちづくりに関する情報を共有すること。
- (4) 地域的課題及び社会的課題への取組み、公共サービスの提供等公共の領域を分任すること。
- (5) 役割分担を明確にし、連携・協力すること。
- (6) まちづくりの原点は、人づくりにあることを基本としていること。
- (7) 住民参加によるものであること。
- (8) 世代を超えた地域の持続的な発展及び地域に根ざした文化の継承に寄与すること。
- (9) 健全財政を基本とする行政運営を行うこと。

## 説明

第4条では、この条例の「目的」や「まちづくりの基本理念」に示す自治を実現し、協働のまちづくりを推進するために、大切なこと、ルール、進め方などの9つの原則を定めます。

- ①地域活動などの公共的かつ公益的な活動は、主体性（自らの意思で）、自主性（権力に強制されず）、自立性（自らの力と責任で）が基本となります。
- ②地域における暮らしや社会において責任ある行動を基本に、各個人の様々な価値観（考え方）が尊重されること、つまり、考え方を一方的に押しつけて主張するのではなく、相手の考え方を理解し考慮し合うことが大切です。長和町に住み、または集い活動する住民は、それぞれの置かれた立場や境遇は様々ですが、まちづくりに参画するうえでは平等であるとともに、それぞれの立場から生じるまちづくりに関する意見についても、お互い尊重し合って進める必要があります。  
※第1号、第2号は、理由があって地域活動等に参加できない場合や、考え方の違い（価値観の相違）により参加しない場合に、そのことを持って不利益や人権侵害があってはならないことも踏まえ、まちづくりの基本原則としています。
- ③地域活動や住民活動を進める上で、まちづくりに関する情報は必要不可欠であり、住民等と行政がまちづくりに関する「情報の共有」を基本原則とします。
- ④「地域課題等の解決や公共サービスの提供は、行政だけで行うことのできるものではなく、特性や能力に応じて連携・協力し、皆で担っていくものであるという考え方」に基づくものです。
- ⑤協働のまちづくりの推進主体（住民等、町長及び町議会）のそれぞれの公共領域での役割を明確にし、連携・協力して協働のまちづくりを進め、自治を実現していくことが重要であることを定めています。
- ⑥住民主体のまちづくりを行うためには、人づくりが基本であることを定めています。例えば、住民を対象とした各種セミナーや地域づくりのイベントの開催、様々な団体による地域に貢献する事業やボランティア活動、また家庭での教育や地域で行われるお祭り、スポーツ、文化活動なども、将来を担う人づくりの場となります。
- ⑦まちづくりは、住民参加が基本であることを定めています。
- ⑧現世代の発展や豊かさのみを求めるのではなく、次代を考え、次代への持続的な発展を考慮すべきであること、また、これまで先人が育んできた文化の継承につながるものであることが重要です。
- ⑨基礎自治体としての行政運営を進める上で最も基本となる「健全財政」を規定しています。「健全財政」とは、そもそも自分たちの自治体の行政サービスの質と量は、自らが決めていくものであり、まさに地方自治のあるべき姿を示しています。そのためには、受益と負担を明確にした上で、自らの責任で財源を確保し、真に必要な行政サービスを選択していくことが必要であることを意味しています。

### （情報の提供と共有）

**第5条** 町は、住民の知る権利を保障するとともに、住民のまちづくりへの参加を促進し、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めることとします。

2 前項に規定する情報公開については、別に定めます。

## 説明

情報共有の原則に基づく町政運営の考え方とともに、情報公開条例に掲げた「知る権利」の実効的保障の重要性を自治基本条例でも明らかにしています。

### (個人情報の保護)

**第6条** 町は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利、利益を守ります。

2 前項に規定する個人情報の保護については、別に定めます。

## 説明

個人情報保護条例で定めている、個人情報の適正な取り扱いや本人の情報開示請求権等を保障することを自治基本条例でも明らかにしています。

### (説明責任)

**第7条** 町は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容及び必要性を住民にわかりやすく説明することに努めるものとします。

2 町は、住民の町政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に応答するよう努めるものとします。

## 説明

住民に対して計画案や事業の内容等に関して十分な説明を行い、理解を求めることに加え、政策の実施によってもたらされた結果について説明する責任について定めています。

### (区や自治会の意義及び住民の責務)

**第8条** 住民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている区や自治会の意義を認識し、尊重します。

2 住民は、区や自治会に加入し、区や自治会を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 区や自治会に加入することができない特別な事情がある場合は、区や自治会に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。

4 町は、区や自治会の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。

## 説明

第8条は、区や自治会の意義を理解し尊重し、そこに暮らす地域住民の責務を定めています。

第2項では区や自治会に加入し地域の一員として行動することを、第3項では加入できない場合の責務を規定してあります。

全国的な人口の減少、少子高齢社会の到来、情報化の進展、価値観の多様化、核家族化など、時代が大きく転換する中で「人と人とのつながり」「人と人との絆」が希薄化するなど、自治組織では新たな地域課題が生じています。区や自治会は、例えば、防犯・防災、子育て・青少年健全育成、高齢者の助け合い、資源物・ごみの排出など、私たちが地域で安心して快適に暮らせる生活環境を、区や自治会組織で築いてきています。

このように、区や自治会という組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、自らが協働のまちづくりを進めるうえで最も重要な組織です。私たちは、この組織の重要な役割を認識することが大切です。

①第1項は、区や自治会の意義（役割）を、そこに暮らす地域住民で理解し尊重することを表明しています。

②第2項は、例えば、ごみの分別収集ルールを守ることや、道普請や河川清掃への参加、防犯防災などの助け合いは、その地域で生活するための果たすべき責務ですが、これらの地域に暮らす一員としての役割（責務）は、区や自治会に加入し、区や自治会の一員となって活動するからこそ責務を果たしていくことができるものであることを示しています。

③第3項は、地域社会において加入できない理由があると理解される場合においても、地域で暮らしていくからには、その一員として区や自治会に加入した場合に準じて、例えば、ごみの分別収集ルールを守ることや、道普請や河川清掃への参加、防犯防災などの助け合いなどは、同様に地域で生活していくために責務として果たしていく必要があることを示しています。

④第4項では、町は、区や自治会の自主性や自立性を尊重し、そのうえで、区や自治会と連携・協力して、よりよいまちづくりを進めていくことを示しています。



### (区や自治会の活性化)

**第9条** 区や自治会は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、住民自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに地域内の住民が加入できる組織づくりに努めます。

2 区や自治会は、自らの役割及び活動に関し、住民の理解を得るように努めるとともに、住民活動を通じて住民自治意識の高揚に努め、住民は、その活動を理解し、協力します。

3 町は、区及び自治会と連携・協力し、住民活動の活性化に努めるものとします。

## 説明

第9条では、区や自治会の活性化に向け、自らの取り組みや姿勢などを示しています。

①第1項は、区や自治会は時代の変化に対応した運営を行うなど、皆が加入できる組織づくり

を行っていく旨<sup>むね</sup>を定めています。

- ②第2項は、交流の場といったコミュニティ形成の活動は、地域ごとのやり方、伝統もあり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいるなど価値観に大きく関わる部分です。加入していることの必要性を実感でき、誰もが安心して加入しやすい組織として、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した区や自治会となるよう、地域自らの取り組む姿勢を示しています。
- ③第3項は、区や自治会の活性化に向けた、町の姿勢を定めています。協働の考え方を踏まえ全町をあげて取り組んでいくことを明らかにしています。

### (住民参加の推進)

**第10条** 住民及び町は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて協働して取り組むことができるよう住民参加を推進するものとします。

- 2 住民は、町における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の各段階において参加することができます。この場合において、町は、多様な住民参加の機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 町は、基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的かつ効果的な住民参加の手続きを経るものとします。
- 4 町は、まちづくりに関する住民からの提言、提案、意見等をその施策に反映させるよう努めるものとします。

### 説明

第10条では、住民参加の推進について、住民と町の姿勢を定めています。

住民参加を協働との関係で定義すると、「住民参加」とは、町によって策定する計画や実施する事業、つまり、町の責任において行うものに、住民の皆さんが主体的に参加し、議論をしたり、事業を実施したりすることです。「協働」とは、住民参加から一歩進めて、例えば行政との関係であれば、対等の立場で責任を分かち合いながら目標の達成や課題の解決に向けて連携・協力することです。

- ①第1項は、地域社会における課題や行政課題を相互に共有し合い、その解決に向けて協働して取り組んでいけるよう住民参加を推進することを示しています。
- ②第2項は、住民は施策の立案・計画段階から、具体的な施策の進展段階、そして施策終了後の評価段階に至るいずれの段階においても、住民が参画<sup>さんかく</sup>できることを示しています。
- ③第3項は、町の基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的で効果的な住民参加の手続きを行うことを定めています。「町の基本的な計画又は特に重要な政策等」とは、基本構想・基本計画、基本方針を定めるなど、住民生活に大きな影響のある制度などをいいます。「効率的」とは、最小の経費となるような手続きをいい「効果的」とは、住民参加が協働のまちづくりにつながる手法で行うことをいいます。
- ④第4項は、住民が積極的に町に対し、まちづくりに関するアイデア提案や、意見、要望などを反映させるための規定です。現在、長和町においては「町政懇談会」「住民懇談会」など町の施策に反映される制度がありますが、協働によるまちづくりを効果的に進めるためにも、住民の提案などを町が行う施策に反映させることに努めることを定めています。

## ※パブリックコメント制度

町の執行機関が、積極的に住民から意見を聴取する制度・手続きです。町の重要政策であり住民の生活に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例等の制定・改廃する場合には、町の執行機関だけで決定せずに、事前に住民に内容を示したうえで、それに関する意見を住民が提出する機会を設けるという制度です。

### (住民の役割)

**第11条** 住民は、地域社会の課題の解決及び住みよい豊かな地域社会の構築に向けて自ら行動し、相互に協力することを基本とする住民自治を推進します。

- 2 住民は町の活動に関心を持つとともに、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めます。
- 3 住民は、まちづくりへの参加にあたり、公共性の視点を持って行動します。

### 説明

第11条は、主に住民がその主体性・自主性に基づき役割分担する領域について、住民と行政の役割分担という視点から、その考え方を総括的に定めています。

- ①第1項は、住民は、自治の担い手として、地域の様々な課題の解決に向けて、自ら行動し相互に協力して地域自治、または住民自治を推進することを示しています。
- ②第2項は、住民は、住民自治を推進する活動を行うときには、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、自治の主体であることを自覚して、協働して取り組んでいくことを示しています。
- ③第3項は、住民は、住民自治活動を通じて公共における役割を分担するとともに、公共サービスの享受（受け入れて自分のものとする）にともなう負担を分任（地域社会を維持していくために必要な負担を分かち合うこと）するものとします。



### (町長の役割)

**第12条** 町長は、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めます。

- 2 町長は、住民が主体的に行う住民自治活動を推進し、これをまちづくりに活かします。
- 3 町長は、まちづくりの推進にあたって、自立した基礎自治体として、健全な財政運営、計画的な事業の実施及び必要とする行政サービスの提供に努めるものとします。

### 説明

第12条は、前条の住民の役割に対し、町長（行政）の役割を定めています。町長は法人として町の代表者であり、総合的な視点に立って町政運営を行っていますが、ここでは協働のまちづくりを推進し、自治の実現に関しての役割を定めています。

- ①第1項は、町長（行政）はこの条例に基づき、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めることを明らかにしています。

- ②第3項は、自立した基礎自治体を目指すことを明らかにし、そのための健全財政と計画行政を基本とする旨を定めています。「基礎自治体」とは、もっとも身近な自治体として、自ら財源を確保し、自ら決まり（条例等）を整備し、自らの判断と責任による行政運営を行うことを示しています。

### （議会の役割）

**第13条** 町議会は、町政の審議及び議決機関として、住民の意思を代表し、住民自治の実現を推進するとともに、議会の活動に関する情報を住民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとします。

- 2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び住民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとします。

### 説明

第13条は、住民参加による協働のまちづくりを進めていくため、「住民自治の実現」を図ることについて、果たすべき町議会の役割を定めています。

- ①第1項では、町議会は、地方自治法に基づき、町政の審議・議決機関として、住民自治の実現を進めており、議会の審議経過等を含め、議会活動に関する情報を住民に提供し開かれた議会運営に努める事を明らかにしています。
- ②第2項では、法令上明確に規定されているもの、またそれ以外に議会活動を通じて、協働のまちづくりの推進に努める議員の姿勢を明らかにしています。



### （町の事業の協働化）

**第14条** 住民は、町の事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、町長に対し提案することができるものとします。

- 2 町長は、町が行う事業のうち住民の特性を活かすことのできるものについては、適切な方法により住民と協働して実施できるよう努めるものとします。

### 説明

- ①第1項は、住民からの提案により、この趣旨を実現しようとするものです。住民と町が相互に協議し、検討を行い、適切に役割分担することで効率的な課題解決や行政サービスの向上と住民の活力向上につなげていこうとするものです。
- ②第2項の「適切な方法」とは、委託、共催、後援、事業参加などをいいます。

### (支援体制)

**第15条** 町長は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公共的かつ公益的な活動について、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めるものとします。

2 町長は、前項の規定により支援策を講じる場合は、活動を行う者の自主性及び自立性を尊重するとともに、支援を実施するにあたっては、公平性を確保するものとします。

### 説明

第15条は、住民自治活動に関する町の支援制度のあり方として、住民と行政がよきパートナーとして協働を推進していくため、自主性・自立性・透明性の確保について留意しながら支援制度を構築し、運営を図っていくことを定めています。

- ①第1項は、住民の活動を尊重する中で、支援の対象とする活動は「自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的に公共的かつ公益的な活動」と限定しています。
- ②第2項は、町長は、活動を行う者の自主性、自立性、公平性、透明性の確保について留意をしながら支援制度を構築していくことを定めています。



### (財政運営)

**第16条** 町長は、基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。

2 町長は、効率的かつ効果的な施策の実施により、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況をわかりやすく公表するものとします。

3 町長は、自立した基礎自治体を確立するため、経営基盤きばんの確立に向けた施策を講ずるものとします。

4 町長は、財政の健全化及び自律的な財政基盤じゆえきしゃの確立に努め、受益者負担の原則及びこの条例で定める公共領域の分任の原則に基づき、住民負担の適正化を図るものとします。

5 町長は、必要とする行政サービスを確実に提供できるよう常に行政サービスの見直しに努めるものとします。

### 説明

第16条は、基礎自治体として、自主財源の確保や成果・効率を重視した事業の実施、効率的なサービス提供システムの構築など経営的な視点をもって行政運営を進めていくことが必要であることを示しています。

- ①第1項は、分権時代にふさわしい自立した基礎自治体を創造するための基本事項の一つとして、町長は基本構想及び基本計画に基づいて、総合的で計画的な行政運営に努めることを定めています。「基本構想」とは長和町の将来展望とその実現に向けた地域社会づくりの基本方針を明らかにするものです。

「基本計画」とは基本構想を具現化ぐげんかするために行政全般にわたって取り組むべき施策を体系化

した計画として同時に策定しているものです。

- ②第2項は、行政運営全般にわたる「効率的・効果的な施策」と「健全な財政運営」を基本とし、町の財政状況に関する住民への説明責任を明確に定めています。
- ③第3項は、基礎自治体の確立を具体化していくうえで、重要とする経済基盤の確立に向けた取組の姿勢を定めています。
- ④第4項では、自立した行政運営の土台となる健全な財政基盤の確立と住民負担の適正化を図っていくことを示しています。「住民負担の適正化」とは、現世代だけでなく、次世代をも視野に入れ、世代間負担の均衡と、このための後年度負担の適正化を図ることをいい、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に努めることを明示しています。
- ⑤第5項は、社会的弱者に配慮したうえで、これまでの行政システム、行政サービスをこうした視点から常に見直すとともに、その結果、必要とする行政サービスを必要とする者に提供できるよう努めなければならないことを定めています。

### (行政評価)

**第17条** 町長は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施します。

- 2 町長は、前項の評価の結果をわかりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映していきます。

### 説明

第17条は、効果的で効率的な行政運営や行財政改革を進めるための方法として行政評価を実施することについて規定しています。

- ①第1項では、長期総合計画等の重要計画、それぞれ年度ごとに予算、決算、また事務の経過について評価を実施することを示しています。
- ②第2項では、その評価結果をわかりやすく住民に公表し、意見を求め政策や事務の執行について反映させることを示しています。

### (協働等を推進するための住民集会)

**第18条** 町長は、協働のまちづくり等に関し、広く住民の意見を聴くため、住民集会を開催します。

- 2 住民集会では、この条例の運用状況を検証し、協働のまちづくりを推進するための施策等について提言することができます。

### 説明

第18条は、行政への住民参加を推進し、住民と町が協働して、愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるため、様々な課題を住民参加により検討し、それぞれが得意分野を活かして提言し、実践活動につなげていく「住民集会」を設置することを定めています。

- ①第1項は、町長は、住民集会を設置して協働のまちづくりに関し、広く住民等の意見を聞き

て推進していくことを定めています。この住民集会は、これからの時代や環境の変化に適切に対応して、この条例の内容や運用を、より一層高めていくために設置するものです。

②第2項は、住民集会役割等について定めています。

- ・協働のまちづくりの推進状況やこの条例の運用状況を検討します。
- ・住民参加と協働のまちづくりの推進のための制度や施策について、時代背景や社会情勢の変化に対応したものであるかを検討します。
- ・本条例の理念及び基本原則に基づく制度や施策の見直し等について、自発的に提言することができます。

### (住民投票)

**第19条** 町長は、町政に関わる重要案件について、広く住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票の実施に当たり必要な事項は、別に定めます。

### 説明

町政の重要事項について、間接民主主義（町長と町議会を住民が選挙で選び、住民の代表により進める現在の地方自治制度のこと）を補完する制度として、住民の意思を直接確認する住民投票を基本条例に規定することを示しています。町長は、町政の重要事項について、住民参加の一つとして、直接住民の意思を確認するため、住民投票が実施できることを示しています。また町長が住民投票を実施するためには、その事案ごとに住民投票に関する条例が町議会で議決される必要があります。行政運営上の重要事項に関する住民投票の実施は、住民の代表者で構成する町議会の判断に基づき決定されるものです。

住民投票の実施にあたっては、住民に対する事前の十分な情報提供や住民、行政、議会において住民に議論が尽くされたうえで行われることが重要です。



### (条例の見直し)

**第20条** 町長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例に定める自治の実現及び協働のまちづくりの推進等に関する事項について、社会情勢との適合性を検討するものとします。

2 町長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断した時は、必要な措置を講ずるものとします。

3 町長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講ずる場合は、住民参加の機会を設けるものとします。

### 説明

第20条はこの条例の見直しについて定めています。

この条例は、長和町における住民参加による協働のまちづくりを進めるうえで、最大限に尊重するまちづくりの上位規定と位置付けて制定していますので、その内容はある程度恒久的なものであり、本来変更されるべきものではありません。しかし、時代の変化により社会情勢も大きく変化していくものと予想されることから、社会情勢との適合性、条項の形骸化、長和町にふさわしいかどうかなど、この条例の定める内容が実態と合わなくなることも予想されますので、評価・検討していく必要があります。

条例の内容、条例に基づく制度等の見直しについて、住民参加の機会を設け、様々な意見を出し合いながら検討されるよう見直しの手続きについて定めています。

- ①第1項は5年を超えない期間ごとに条例内容の点検を行うことを定め、行政や住民の自治意識を喚起することに繋げていくものです。
- ②第2項は、第1項の結果、条例及び条例に基づく制度等について、見直しが必要であると町長が判断した時は、本条例の改正等必要な措置を講ずることを定めています。
- ③第3項は、第1項に規定する検討及び第2項に規定する必要な措置を講ずる場合は、住民の意見を聴取しなければならないことを定めています。

**(委任)**

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、町が別に定めます。

**説明**

この条例の施行について必要な事項は、規則等で定めることを規定しています。

